

平成8年 11-15日号

Minokamo

広報

みのかも



「淫靡」(ねはん)

華麗な色彩と、
魂の情念

山田貞實展

◇とき 11月30日(土)～12月8日(日)
午前9時～午後4時30分

◇ところ 文化会館

◇入場料 無料

※市では、美術品等収集基金により、郷土にゆかりのある作家の作品を収集しています。山田貞實画伯の作品も収集しています。



山田貞實画伯

大正4年(1915)に、現在の下米田町東橋井に生まれる。東京美術学校(東京芸術大学)を卒業後、洋画に、水墨画にと幅広く活動し、文化功労賞や総理・文部大臣賞などを受賞。1989年には美濃加茂市特別文化功労賞も受賞した。

現在は、独立美術協会会員・審査員、全日本水墨画会会長などの要職につき、創作活動を行っている。

洋画
水墨画



情報 かわら版

市役所 ☎ 25-2111

催し

見つけて、すてきなパートナー
「出逢い・ふれあい・
愛々サンデー」

商工観光課 内261

◇とき 12月22日(日)

午前11時～

◇ところ シティホテル美濃加茂

◇内容 ゲームやパーティー
など

◇対象 結婚相手募集中の男
女各40人(先着順)

◇参加費 男性…3,000円
女性…2,000円

◇申込み・問合せ

12月12日(木)までに、商
工観光課・シティホテル美濃

加茂(内222)・商工
会議所(内223)・J
Aみのかも(内221)
へ

事業主と事業所が対象です

青色決算・年末調整説明会

関税課 内57522233

◇とき 11月20日(水)

午後1時30分～

◇ところ 文化会館展示室

◇対象 青色申告者

◇年末調整説明会

◇とき 12月3日(火)

午前10時～

◇ところ 文化会館大ホール

◇対象 法人・白色申告者

※年末調整に必要な書類などは、
会場でお渡しします。

講座

大切な家族のために

介護講座

社会福祉協議会 内6111

高齢者の健康に関する知識を
はじめ、寝たきりになった高齢

者の介護、疫病予防の医学知識、
家族が病気になったときの介護
などについて、講座を行います。

◇とき 12月4日(水)・6日
(金)・11日(水)・13日(金)

午前10時～午後3時30分

◇ところ 総合福祉会館

◇定員 20人(先着順)

◇受講料 無料

◇申込み 総合福祉会館内社会
福祉協議会へ

※昼食は各自で用意ください。



果樹栽培教室

山之上果実農協 内4101

◇とき 12月7日(土)

午後1時～3時(雨天順延)

◇ところ サンスポーツランド

平成8年度

美濃加茂市青少年健全育成大会



松井弓夫さん

◇とき 11月30日(土)
午後1時～
◇ところ 中央公民館集会室
◇内容
・合唱…カトレアコーラス
・市民会議会長表彰
・「少年の主張」優秀作品発表
・記念講演
「よりよく生きる
—私の宝宝箱—」
講師 松井弓夫さん

※松井さんは、教職を退職後、八百津町の山中に、
不登校児のために「怒心館」を開きました。彼らが
心を開いて自立することを願い、共に生活している
松井さんと、子どもたちについて考えます。

生涯学習課

内4141

12月4日
10日

人権週間

12月の人権相談

◇とき 12月9日(月) 午後1時～4時

◇ところ 中央公民館 304号室

人権展示会

◇とき 12月2日(月)～10日(火)

◇ところ 市役所玄関ロビー

◇内容 小・中学生の書道・作文の展示、アニメ
ビデオの上映など

人権擁護委員(敬称略)

仙田守邦 内2034

太田本町2丁目8番9号

小野木とき子 内1924

太田町2549番地

宇山清和 内1394

西町8丁目179番地

堀部令之佑 内3987

清水町2丁目3番6号

澤野久仁子 内3978

本郷町1丁目4番26号

尾石尚美 内6540

蜂屋町上蜂屋3671番地

平野充男 内1213

三和町川瀬109番地の1の2

人権に関する問題は、お近くの
人権委員にお気軽にご相談
ください。

内225

市民課

さわやか広聴「土曜サロン」

秘書課広報係 圏内241

下米田地区に
うかがいます

市や地域のことを、市長と語り合いませんか。市民であれば、だれでも参加できます。あなたのご意見・提案をお待ちしています。

下米田地区

◇とき 11月30日(土) 午後7時～9時

◇ところ 下米田公民館

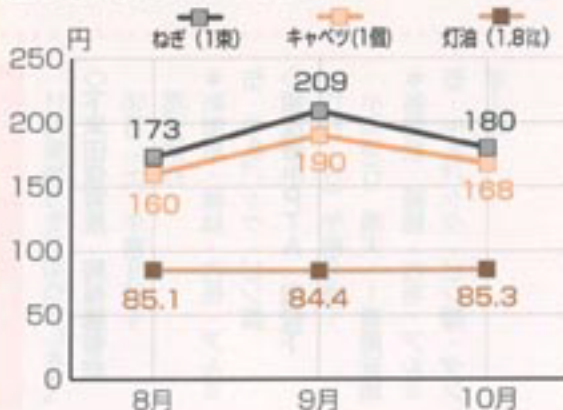
物価モニター調査から

物価の動き

生活環境課

圏内306

平成8年8月から10月までの物価調査から、3品目の物価の動きをまとめました。



がんばった人に

第16回みのかも'96
写真コンクール

◇推薦

「楽しさ満喫」

岩井伸典(八百津町)



◇特選

「街道華やけ」

渡辺昇(川合町)

「味覚の秋」

板津義年(各務原市)

◇準特選

「日本ライン眺望」

藤古啓二(加茂野町)

「天狗山にて」

松原一夫(可児市)

第3号被保険者の特例について

ねんきん

Q 私は現在、第3号被保険者として国民年金に加入しています。夫は過去に数回転職しましたが、そのときに「夫がすぐに就職するし、私は第3号被保険者のままだから」と思い込んで、届け出をしないこともありました。

夫の就・退職に合わせて、届け出は毎回しなければならぬのでしょうか。

(本郷町 月)

A 厚生年金や共済組合に加入している配偶者の被扶養者は、第3号被保険者として届け出ることにより、国民年金保険料を納めなくても国民年金の加入者として認められます。ただし、配偶者が転職などしたときに、届け出をしないと第3号被保険者として認められず、国民年金の加入期間が減ることもあり、最悪の場合、年金を受給できなくなることがあります。

平成9年3月末までに届け出があれば、さかのぼって第3号被保険者として認められます。早急に手続きしてください。

年金係では、未届防止のため、第3号被保険者になっている人に、資格を確認するためのハガキを送りました。第3号被保険者となった後、変わりがなくどうかを確認の上、届け出を忘れていた場合は必ず届け出をしてください。

*詳しくは、市民課年金係(圏内223)へ